国土交通省東北地方整備局
*Tohoku Regional Development Bureau*
*Ministry of Land, Infrastructure, Transport andTourism*

令和5年10月20日
国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所

記　者　発　表　資　料

# 特　殊　車　両　の　取　締　り　に　つ　い　て

## ～道路の保全、交通の危険防止に向けて～

福島河川国道事務所は、福島北警察署の協力のもと、福島運輸支局と合同で国道４号国見パーキング（下り）において　、　特殊車両の通行許可の確認、指導取締りの為の街頭点検を実施しました。

道路を利用するには、運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に沿った通行を心がけなければなりません。

特殊車両通行許可が厳正に履行されているか確認を行い、違反者に対しては道路の保全や交通の危険防止のため、必要な指導や措置を命じます。

## ◆特殊車両指導取締り結果

## 令和5年10月10日(火)　(於：4号国見パーキング)

## 対象車両：5台　通行許可遵守車両：5台

【取締りの実施状況】





〈発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問　い　合　わ　せ　先

◆国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所
保全対策官　　渡辺　靖　（わたなべ　やすし）　TEL 024－539－6130